



福県医発第1640号(地)

平成22年11月11日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

嘉麻市乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて

嘉麻市より平成23年1月1日から乳幼児医療を「子ども医療」とし、対象年齢を現状の小学校就学前から、小学校3年生まで引上げる旨、通知が参りました。

なお、ひとり親医療及び重度障害者医療受給者の同年齢児につきましては、今までどおり変更はありません。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 名称の変更

「乳幼児医療」から「子ども医療」になります。

2. 年齢の拡大

「小学校就学前」から「小学校3年生まで」に助成対象年齢が拡大されます。

3. 窓口の自己負担について

ア) 出生～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの乳幼児については、今までどおり無料で変更はありません。

イ) 6歳の誕生日以後最初の4月1日～9歳の誕生日以後最初の3月31日までの児童については、入院外1月当り600円を限度 入院1日当り500円(1月3,500円限度)となります。

本制度に関するお問い合わせは、嘉麻市役所 市民課 国保年金係(☎0948-62-5679)までご照会下さい。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽



22嘉市第898号
平成22年11月1日

社団法人福岡県医師会会長 殿

嘉麻市長 松岡 賛



乳幼児医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（通知）

秋涼の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から乳障親医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、嘉麻市では平成23年1月1日から乳幼児医療を「子ども医療」とし、現状の小学校就学前から、小学校3年生までへ引上げることにいたしました。

これに伴い、子ども医療受給対象者の小学校就学前児は変更ありませんが、小学校1年生から3年生までは、1医療機関等（薬局は除く）の入院 1日500円（1ヶ月3,500円を上限）・1医療機関等（薬局は除く）の入院外 1ヶ月600円を上限として自己負担とし、それ以外の自己負担分が市の公費負担となります。この市公費負担分につきましては、保険医療機関窓口での現物給付の取扱いを行っていただきたいと考えております。

また、ひとり親医療及び重度障がい者医療受給者の同年齢児につきましては、今までどおり、保険医療機関窓口での取扱いの変更はありません。ひとり親医療対象者（入院外）の一部負担金差額（200円）は、受給者の申請手続きにより市から償還払いをすることにしております。

今回の乳幼児医療費支給制度の改正につきましては、平成22年11月1日号の市報により、市民の方へ周知をいたしておりますが、周知徹底を図るため、別紙ポスターを飯塚医師会にお願いし、保険医療機関の窓口で掲示していただきますことをご報告いたします。

お問い合わせ先：嘉麻市役所 市民課 国保年金係

TEL 0948-62-5679（直通）



平成23年1月1日から小学3年生までの医療が変わります

「乳幼児医療」は「子ども医療」へ

☆子ども医療で小学3年生まで、新たに拡充されました。(障がい者医療・ひとり親医療を除く)

6歳の誕生日以後最初の4月1日から9歳の誕生日以後の最初の3月31日までのお子さま

窓口の自己負担・・・入院外 1月当たり 600円を限度

入院 1日当たり 500円 (1月につき3,500円を限度)

※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担します。

※ひとり親家庭等医療をお持ちの6歳～9歳のお子さまの場合は、1医療機関等入院外800円を限度としますが、受給資格者証・印鑑・領収書を持って市役所窓口で申請を行うことで、差額の200円を償還払い負担の調整を行います。

☆乳幼児医療の方は変わりません。

6歳の誕生日以後の最初の3月31日までのお子さま

窓口の自己負担・・・無料

